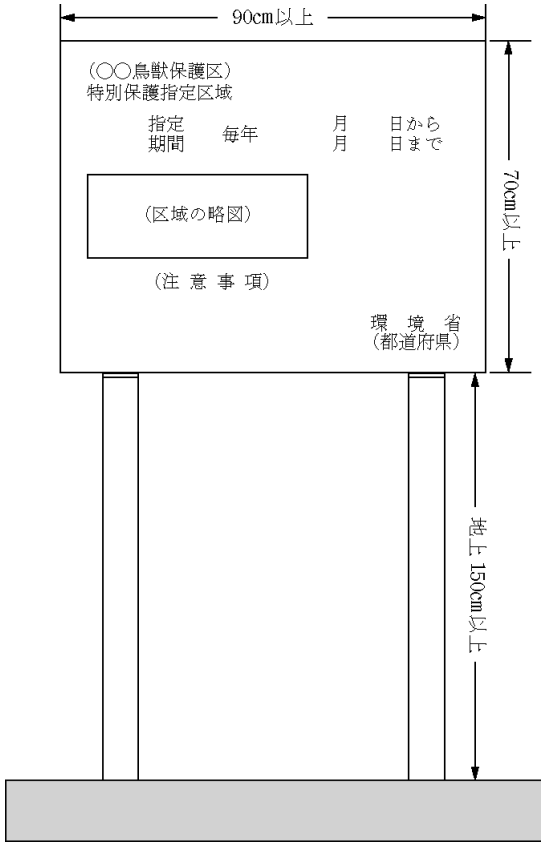


様式第十(第三十七条第二項関係)
制札



備考

- 一 注意事項には、区域を指定した趣旨及び令第二条各号に掲げる行為を行おうとする場合には環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ旨を記載すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は **Special Restricted Protection Area** とする。
- 三 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。